(2022年合格目標 監査論 論文対策講義)
監査論 論文式 論点Q&A集 「考える監査論」 会格目標 監査論 論文対策講義〉 監査論 論文式 論点Q&A集 「考える監査論」

セクション1 総論 ~監査の全体像~

<Q1-01> 監査の「全局面」、「あらゆる局面」ということがある。具体的にはどういう局面を意味して いるか、答えなさい。

【解答例】

・①監査計画、②監査手続の実施、③監査意見の形成の3つの局面を意味している。

© ワンポイントアドバイス!

- ・監査論の学習の際には、いま皆さんが学習している分野が①or②or③のいずれの場面のことか、あるいは、①~③に共通することなのかをイメージしながら学習してください。例えば、①~③に共通して登場する概念として、正当な注意や懐疑心の発揮、重要性などが挙げられます。
- ・【図表1】を活用して監査の全体像、流れを把握してください。
- 場合によっては監査の局面に①監査契約の締結を含めることもあります。

<Q1-02> 適正表示の枠組みを念頭に、財務諸表の監査の目的を、監査基準に照らして述べなさい。

【解答例】(P15)

・財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある(監査基準の第一 監査の目的 1 の前段)。

⑤ ワンポイントアドバイス!

監査基準は法令基準集に収録されていないので、上記の目的については、完璧に暗記が必要です。 なお、(参考)【監基報】200「財務諸表監査における総括的な目的」.3、10

<Q1-03> 財務諸表が適正であるということは、監査人のどのような判断を前提とするか述べなさい。

【解答例】(P15)

・財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、**財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示** <u>がない</u>ということについて、<u>合理的な保証</u>を得たとの監査人の判断を含んでいる(監査基準の第一 監査の目的 1 の後段)。

⊕ワンポイントアドバイス!

- ・監査基準の第一 監査の目的 1 の前段と後段の関係性について整理しましょう。
- ・「全体として重要な虚偽表示がない」、「合理的な保証」という用語には特別な意味合いが込められており、その意味するところの理解が重要です(P15、P16)。
- ・さらに、財務諸表が適正、すなわち、全体として重要な虚偽の表示がないといえるためには3 つの要件(P127)を充足していなければなりません。
- ・このように、監査論の学習は大きいところ(結論)から細かいところ(理由)をブレークダウンして順に押さえていくようにしましょう。

<O1-04>財務諸表監査の意見表明までの流れについて、簡潔に説明しなさい。

【解答例】(P34)

- ・監査人は、内部統制を含む、企業及び企業環境の理解に基づき監査計画を作成する。
- ・次に、**財務諸表項目別に監査要点**を設定し**監査手続**を実施し、**十分かつ適切な監査証拠**を入手する。
- ・財務諸表項目別に入手した監査証拠を**財務諸表全体に統合、監査の最終段階の分析的手続**を実施し、財務諸表全体に対する**意見表明の基礎**を得る。**監査事務所の方針及び手続に基づく審査**を受嘱し、財務諸表全体に対して意見を表明する。

◎ワンポイントアドバイス!

- 【図表1】を活用して監査の全体像、流れを把握してください。
- ・監査意見の形成はジグソーパズルをイメージするとわかりやすいと思います。 ジグソーパズルの各ピース=財務諸表の監査要点別の監査証拠→この集合が監査意見
- ・財務諸表項目から財務諸表全体への転換点を意識してください。

<Q1-05> 財務諸表監査の意見表明までの流れにおいて重要性の概念が果たす役割について述べなさい。 (覚えるというより重要性の概念をきちんと頭で整理して説明できるようにしてください)

【解答例】(P94~97)

- ・重要性の概念は、リスク・アプローチに基づいて監査を実施していくうえで、**監査の全局面で勘案**され、**監査の方向性や最終的な監査報告の内容を決定づける**という役割を果たす。具体的には、
- ・①監査計画の段階で、財務諸表全体において重要であると判断する虚偽表示の金額である「重要性の基準値」(【監基報】320「監査の計画及び実施における重要性」.8(1))を決定する。また、この重要性の基準値を考慮して、未修正の虚偽表示と未発見の虚偽表示の合計が重要性の基準値を上回る可能性を適切な水準に抑えるために、重要性の基準値より低い金額として「手続実施上の重要性」(【監基報】320.8(3))を決定する。また、通常、財務諸表に重要な影響を与えないことが明らかであると想定されるため集計する必要がないと判断する虚偽表示の金額として「明らかに僅少とする額」を定める(【監基報】450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」.A2A3)。
- ・②監査手続の実施段階では、「手続実施上の重要性」を考慮し、重要な虚偽表示リスクを評価するとともに、重要な取引種類、勘定残高及び注記事項に対応するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を決定する(【監基報】320.10)。
- ・③監査意見の形成段階では、「明らかに僅少」なものを除き、(上記の)監査の過程で識別した 虚偽表示を集計するとともに(【監基報】450.4)、適切な階層の経営者に報告し、これらの虚 偽表示を修正するよう経営者に求めることとなる(【監基報】450.7)。そのうえで、個別に又 は集計して、未修正の虚偽表示が財務諸表全体にとって重要であるかどうかを「重要性の基準値」 と質的な側面を総合的に勘案して判断し、監査報告の内容を決定する(【監基報】450.10)。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・【図表4】を活用して監査の実施過程における重要性の概念を整理してください。
- ・端的にまとめると、次のとおりとなります。
- 「重要性の基準値」は監査全体の方向性を決定づける。
- 具体的には、重要性の基準値を勘案して「手続実施上の重要性」を決定する。これをもとに 重要な取引種類、勘定残高及び注記事項を決定し、実証手続を実施する(P95、P83)。
- また、重要性の基準値を勘案して「明らかに僅少とする額」を決定する。これをもとに、実証手続によって発見された虚偽表示を集計し経営者に報告するかどうかを判断する(P96)。
- 最終的に集計された虚偽表示が財務諸表全体にとって重要であるかどうかは「重要性の基準値」と質的な側面を総合的に勘案して判断する(P97)。
- これらは、職業的専門家として判断のうえ、監査計画時に決定し、適宜見直しされる。
- ・テキストでは①~③の段階が横断的に纏められていますので(P94~97)、どの場面を意味しているのかをきちんと区別して頭を整理してください。

<重要性の概念のまとめ>

<u>・ </u>			
	重要性の基準値	手続実施上の重要性	明らかに僅少とする額
	(PM)	(TE)	(AI)
監基報(※)	【監基報】320.8(1)	【監基報】320.8(3)	【監基報】450.4、A2A3
	【監基報】 450.10		
決定のタイミング	①監査計画の策定時(監査の基本的方針の策定時)		
通常の決定順序	1 st	2^{nd}	3^{rd}
使用するタイミング	③監査意見の形成時	②監査手続実施時	③監査意見の形成時
使用方法	(AI を超え)集計さ	TE を超えるものを重	AI を超える虚偽表示を
	れた未修正の虚偽表	要な取引種類、勘定	集計し、経営者に報告す
	示が財務諸表全体に	残高及び注記事項と	る
	とって重要であるか	して決定し、実証手	
	どうかは、PM を超え	続を実施する	
	るかどうかを勘案し		
	て判断する		

^(※) 監基報 320 と 450 の関係については【監基報】320.1 参照。

<Q1-06> 我が国では他の海外諸国と比べて監査報酬が相対的に低いと言われる。そこで、監査の目的を果たし監査の機能を達成するために、重要となる監査の実践方法の名称とその内容について簡潔に述べなさい。

【解答例】(P69)

- ・重要となる監査の実践方法とは「リスク・アプローチ」である。
- ・「リスク・アプローチ」とは、重要な虚偽表示が生じる可能性が高い事項について重点的に監査 の人員及び時間を充てることにより、監査資源の制約があるなかで財務諸表における重要な虚偽 表示を看過しないという監査の効果(目的)を達成する監査の実施の方法をいう。

◎ ワンポイントアドバイス!

- ・リスク・アプローチは、「監査の効果(財務諸表における重要な虚偽表示を看過しないこと)」と「監査の効率(限られた監査資源を有効に活用すること)」という一見相反する考えを**同時に** 達成しようとする「資源配分最適化モデル」です。
- ・皆さんが日頃公認会計士試験合格のため、日々実践されていることと全く同じです。
- ・リスク・アプローチの最も重要な点は「重要な虚偽表示リスクの識別・評価」です。これを間違ってしまうとその後に実施されるリスク対応手続が的外れなものになってしまうからです。

<Q1-07> リスク・アプローチは、具体的にどのような流れで実践されるのか簡潔に述べなさい。

【解答例】(P35、P68、P69)

(例 1) リスク・アプローチは、まず重要な虚偽表示リスクを識別・評価し、監査リスクを合理的 に低い水準に抑えるための発見リスクの水準を決定し、当該水準に応じた実証手続を実施すると いう流れで実践される。

(例 2) リスク・アプローチは、まずリスク評価手続を実施しその結果暫定的に識別・評価された 重要な虚偽表示リスクの内容や水準を踏まえて、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために リスク対応手続を決定し実施するというように実践される。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・リスク・アプローチについては、テキスト35頁の図の上下の関連性が大切です。
- ・すなわち、リスク評価手続とリスク対応手続を結びつけるものが「重要な虚偽表示リスク」です。 リスク評価手続はこの重要な虚偽表示リスクを識別・評価するための手続、リスク対応手続はこの重要な虚偽表示リスクに応じて実施される手続、と理解してください。

<の1-08> 財務諸表監査における二重責任の原則の重要性について述べなさい。

【解答例】(P20)

- ・二重責任の原則は、財務諸表の作成に関する責任は経営者にあり、その責任が果たされたことを 前提に、監査人が当該財務諸表に対して監査を行い、意見を表明するという概念で、財務諸表に 関する責任を区別する考え方である。
- ・利害関係者の財務諸表に対しての信頼性を高めるという監査の機能(※)を達成するためには、独立の立場から監査が行われること、すなわち、自己監査を排除するための独立性が前提となる。
- ・独立性を保持して監査するための前提として必要不可欠という意味で二重責任の原則は極めて重要であるといえる。

◎ワンポイントアドバイス!

(※) 監査の機能については、【監基報】200「財務諸表監査における総括的な目的」.3

<Q1-09>財務諸表監査実施の前提となる経営者の責任について、適正表示の枠組みを前提として列挙しなさい。(暗記不要)

【解答例】(P21)、【**監基報**】200「財務諸表監査における総括的な目的」,12(2)参照

- 1. 適用される財務報告の枠組みに準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること。
- 2. 不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために必要と判断する内部統制を整備及び運用すること。
- 3. 監査人による監査に協力すること。具体的には、【**監基報**】200「財務諸表監査における総括的な目的」.12(2)③ア~ウ

<Q1-10> 監査において二重責任の原則が具体的に重要となるケースについて列挙しなさい。(覚えるというより具体的に問題となるシーンが論点となることを知っておくことが大切)

【解答例】

- ・財務諸表の作成と監査 (P20)
- ・経営者確認書と監査報告書 (P119)
- ・財務諸表の不正への対応 (P165)
- ・一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠した財務諸表について、継続企業の前提に関する対応 (P176、P178)
- ・財務報告に係る内部統制の評価報告制度における役割(P244) など

◎ ワンポイントアドバイス!

- ・代表的な上記の例において、経営者及び監査人それぞれの役割について整理しましょう。
- ・その他「アサーション(経営者の主張)」と「監査要点」という用語の使い分けも二重責任の原則からの要請です(実質的には同じものだが前者を経営者の視点、後者を監査人の視点から区別、P38)。なお、論文式試験では、明確に区別されずに、実在性や網羅性等の「監査要点」を解答する問題において「アサーションを答えなさい。」という問われ方をするケースが散見されますので、注意しましょう。
- ・二重責任の原則には、常に①経営者→②監査人の順で責任を果たすべきことを含みます。

〈Q1-11〉監査計画はどのように策定されるのか、述べなさい。

【解答例】(P68、P76、P98)

- ・監査計画は、**内部統制を含む、企業及び企業環境を理解**し、**重要な虚偽表示リスクを識別・評価** したうえで策定される。そのために、経営者等への質問、分析的手続、観察及び記録や文書の閲 覧並びに監査チーム内の討議等の**リスク評価手続が実施**される。
- ・監査計画の策定に当たっては、監査リスクと監査上の重要性を勘案することが求められる。

□ ワンポイントアドバイス!

- ・つまり、監査計画を立案するためにリスク評価手続が実施されるという関係にあります。
- ・監査実務ではいったん監査の初期段階(イメージ的には3月決算であれば、8月~9月ごろ)に 暫定で監査計画を策定しますが、その後のリスク評価手続やリスク対応手続によって新たな事実 や情報を発見したり、当初前提として把握した事象等が変化しますので、適宜監査計画は見直さ れることになります(P100)。

<Q1-12> 監査手続を①監査理論上(リスク・アプローチ上)の概念、②監査現場において実際に実施される具体的な手続、という観点から整理しなさい。(覚えるというより頭で整理しておくことが大切)

【解答例】(P40、P41、P74)

【図表2】のとおり。

⊕ワンポイントアドバイス!

- 具体的に当てはめて言い換えると、次のとおりです。
- ・企業及び企業環境の理解のためのリスク評価手続(①の監査理論上の概念)として、(②実際監査現場において)株主総会又は取締役会などの重要な会議体の議事録を閲覧する、(質問の一種である)経営者とのディスカッションを実施する、監査人が認識していない財務数値の異常な変動(端緒)や重要な虚偽表示リスクの新たな識別を目的として分析的手続を実施する、といった整理となります。
- <Q1-13>リスク評価手続について、①その目的と、②その目的を果たすために具体的に実施しなければならないとされる手続を述べなさい。(①は監基報には記載があるが覚えるのが望ましい、②は暗記不要)

【解答例】(P76)

- ①リスク評価手続は、財務諸表全体レベル及び財務諸表項目レベル(アサーション・レベル)の**重要な虚偽表示リスクを暫定的に識別・評価すること**を目的とする(【**監基報**】(旧)「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」315.4)。
- ②その目的を果たすために、経営者等への質問、分析的手続、観察及び記録や文書の閲覧並びに監査チーム内の討議を実施しなければならない(【監基報】(旧)「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」315.5及び9)。

⊕ワンポイントアドバイス!

- ・上記の経営者等への質問等を通じて、企業及び企業環境を理解し、内部統制の整備状況を評価することになります。
- ・財務会計論に置き換えると、リスクの「識別」は認識、リスクの「評価」は測定です。
- <Q1-14> リスク対応手続を2つに分類したうえで、①それぞれについてその目的を述べるとともに、②両者の目的は違うにもかかわらず同じリスク対応手続に分類される理由として考えられることを述べなさい。(暗記不要)

【解答例】(P82、P83)

- ・リスク対応手続は、「内部統制の運用評価手続」と「実証手続」とに分類される(【監基報】「評価したリスクに対応する監査人の手続」330.1及び3)。
- ・内部統制の運用評価手続は、会社が整備した内部統制に依拠した監査を実施できるかどうかを判断するために、内部統制の運用状況を評価することで内部統制の有効性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手することを目的とする(【監基報】330.3(1)、7及び10)。また、実証手続は監査人自らが重要な虚偽表示を看過しないことを目的とする(【監基報】330.3(2))。
- ・上記のとおり、両者の目的は違うにもかかわらずリスク対応手続に分類される理由は、暫定的に 識別し評価された財務諸表項目レベル(アサーション・レベル)の重要な虚偽表示リスクに対応 して、監査リスクを許容可能な低い水準(合理的に低い水準)に抑えるために立案し実施される 手続であるという共通点を有するためだと考えられる(【監基報】330.3(3))。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・両者の目的は違うにもかかわらず同じリスク対応手続に分類される理由として、上記の3つ目の・に記載の理由以外には、重要な虚偽表示を発見する主体の違いがあったとしても「両者は重要な虚偽表示を発見するという共通の目的を有している」といった理由も考えられます。つまり、重要な虚偽表示を発見する主体が被監査企業である場合が「内部統制の運用評価手続」であり、重要な虚偽表示を発見する主体が監査人である場合が「実証手続」であるといえます。このように、主体の違いはあっても重要な虚偽表示を発見するための機能を有しているという共通点があるため、両者はリスク対応手続としてまとめられているともいえます。
- 〈Q1-15〉監査証拠が意見表明の基礎を形成するために必要な2つの要件と、その内容について簡潔に述べなさい。(暗記不要)

【解答例】(P43)

- ・2つの要件とは、監査証拠の「十分性」と「適切性」である。
- ・「(監査証拠の)十分性」とは、監査証拠の量的尺度をいう(【監基報】500「監査証拠」.4(3))。 また、「(監査証拠の)適切性」とは、監査証拠の質的尺度、すなわち、意見表明の基礎となる 監査証拠の(監査要点との)適合性と証明力(信頼性)をいう(【監基報】500.4(4)参照)。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・信頼性と証明力という語彙は、同義のものとして使用して構いません。
- <Q1-16>十分かつ適切な監査証拠を入手するために、監査人が監査手続を実施するうえで常に留意すべき点について簡潔に述べなさい。(監基報には記載があるものの覚えるのが望ましい)

【解答例】(P43)

・監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手するために、個々の状況において適切な監査手続を監査計画において立案し実施しなければならない(【監基報】500.5)。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・上記の規定があるために、論文式試験ではさまざまな前提を置いた事例問題において、受験生の 思考力(状況に応じて何が適切な監査手続かを判断できるかどうか)が問われます。
- <Q1-17> 監査証拠の入手形態について、監査人自らが監査を実施して入手する方法以外の方法について 簡潔に述べるとともに、その方法によった場合の留意点について述べなさい。

【解答例】(P108)

- ・監査証拠の入手については、原則的には監査人自らが監査を実施して入手するが、**他者を利用**して入手することもある。具体的には、他の監査人、会計及び監査以外の専門家、内部監査人の作業を利用して監査証拠を入手することがある。
- ・留意点としては、主に、次の2点が挙げられる。
- 第一に、**最終的に監査人が自己の判断と責任で監査意見を表明する**ことから、他者を利用して入手した監査証拠が、**自ら必要とする十分かつ適切な監査証拠たるかを十分に評価・検討**しなければならない。第二に、最終的に監査人が自己の判断と責任で監査意見を表明することから、**原則的に他者を利用した旨を監査報告書に記載してはならない**。

⑤ ワンポイントアドバイス!

・【図表1】において、他者の利用の監査上の位置づけについて確認しておきましょう。

<O1-18> 現在の監査報告書が果たしている役割について、簡潔に説明しなさい。

【解答例】(P23、P131)

- ・監査報告書による監査報告を通じて、十分かつ適切な監査証拠を入手したかどうか、財務諸表に 重要な虚偽表示がないかどうかを表明することから、財務諸表が意思決定情報として(安心して) 利用できるよう信頼性を保証(付与)する役割(保証機能)を有している。
- ・また、上記のように情報の信頼性を保証すること以外にも、継続企業の前提に関する事項、監査 上の主要な検討事項、追記情報、その他の記載内容に関する事項を監査報告書に記載することを 通じて、財務諸表や監査報告書の利用者である**利害関係者の経済的意思決定に資する補足的な情報を提供するという役割(情報提供機能**)も有している。

⊕ワンポイントアドバイス!

・情報提供機能には、監査報告書の情報価値を高め、社会が監査あるいは監査人に対して抱く期待と、実際に監査あるいは監査人が果たしている機能との差である期待ギャップを解消するよう作用するという役割があります(P23)。

<Q1-19>適正表示の枠組みを前提として、無限定適正意見を表明するための条件について述べなさい。

【解答例】(P146)

無限立適正意見を表明するための条件とは、**除外事項がない**、ということであり、具体的には、要 因別に次の2点が挙げられる。

第一に、**監査人が個々の状況において適切だと判断し立案した重要な監査手続を、すべて適切に** 実施することができたという条件(監査範囲の制約に相当する事実がないという条件)である。 第二に、監査手続を実施した結果、**財務諸表全体にとって重要であると判断される未修正の重要な虚偽表示がない**という条件(意見に関する除外に相当する事実がないという条件)である。

<Q1-20> 除外事項については、監査範囲の制約と意見に関する除外がある。両者の違いを述べなさい。

【解答例】(P144)

- ・監査範囲の制約は、**監査人が個々の状況において適切だと判断し立案した重要な監査手続を実施することができなかった結果、財務諸表項目について虚偽表示があるかどうか、判断できない状況**をいう。
- ・一方、意見に関する除外は、特段上記の**制約がなく、監査手続を実施した結果、財務諸表項目に重要な** 虚偽表示があると判断している状況をいう。
- ・すなわち、両者は、①重要な監査手続を実施し、十分かつ適切な監査証拠を入手できたか否か、②重要な虚偽表示の存在が十分かつ適切な監査証拠によって裏付けられているか否かの違いがある。

⊕ワンポイントアドバイス!

・入門テキストの図を思い出して両者の違いを説明できるようにしましょう。

<Q1-21> 財務諸表が適正であるというのはどういうことか、簡潔に説明しなさい。

【解答例】(P15、P127)

- ・財務諸表が適正であるというのは、**財務諸表には、全体として重要な虚偽表示がない**ということである。
- ・具体的には、次の要件のすべてが満たされている状況をいう。
 - ①**経営者が採用した会計方針が、企業会計の基準に準拠して継続的に適用**されており(経営者が 採用した会計方針の企業会計の基準への継続的な準拠性)、
 - ②その会計方針の選択及び適用方法が会計事象や取引の実態を適切に反映するものであり(会計事象や取引の実態の反映の適切性)、
 - ③**財務諸表の表示方法が全体として適切**である(表示方法の適切性)。

⊕ワンポイントアドバイス!

- ・ <Q1-03>も参照
- ・③の要件にはさらに2つの要件を含む点については、<Q2-09>も参照
- ・上記の①~③のいずれか、あるいは全てが満たされていない状況が、財務諸表が適正ではない、 すなわち重要な虚偽表示がある状態であるといえます。
- ・この点について、棚卸資産の評価基準で説明できるようにしておきましょう。
 - ①について現在後入先出法(LIF0)は認められていませんので、LIF0を採用していれば①で★
 - ②について建設業では個々の工事案件に個性があるので、個別法を採用していなければ②で★
 - ③について建設業で個別法を会計方針として採用している旨を注記していなければ③で★

〈Q1-22〉監査人には監査のあらゆる局面で職業的専門家としての判断が求められる。監査の局面において監査人に求められる職業的専門家としての判断にはどのようなものがあるか、列挙しなさい。(すべてを覚える必要はありません、代表的なものを知っておくととともに、監査の全局面で職業的専門家としての判断が求められることを理解しておきましょう。)

【解答例】 (P31)

- ①「監査契約」の局面で求められる事項には、例えば、次のような事項がある。
 - ・監査意見を表明できる見込みか (P203)
 - ・ (特別目的の財務諸表の監査の場合) 財務報告の枠組みが受入可能かどうか (P21、P272)
 - ・監査契約を新規に締結又は更新してよいかどうか(P202) など
- ②「**監査計画**」の局面で求められる事項には、例えば、次のような事項がある(P99)。
 - ・重要性の基準値、手続実施上の重要性 (P95)
 - ・グループ監査における重要な構成単位(P110)
 - ・他の監査人等の他者を利用して監査証拠を入手するかどうか(P108~117)
 - ・財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクがあるか否か (P77)
 - ・上記のリスクがある場合に採るべき全般的対応 (P81)
 - ・財務諸表項目レベルの重要な虚偽表示リスクにはどのようなものがあるか (P77)
 - ・不正リスク (不正による重要な虚偽表示リスク) があるかどうか (P167)
 - ・重要な虚偽表示リスクが、特別な検討を必要とするリスクかどうか (P88)
 - ・上記のようなリスクに対応するリスク対応手続の種類、時期、範囲 (P82、P89、P167)
 - ・重要な取引種類、勘定残高及び注記事項と実施する実証手続の種類、時期、範囲(P83) など
- ③「監査手続の実施」の局面で求められる事項には、例えば、次のような事項がある。
 - ・入手した監査証拠が十分かつ適切かどうか (例えば、P49、P92、P112)
 - ・財務諸表項目に虚偽表示が含まれるかどうか (P126、P127)
 - ・監査手続の結果得た監査証拠に基づき監査計画を修正する必要があるかどうか (P86)
 - ・経営者確認書において確認する事項(P121) など
- ④「監査意見の形成」の局面で求められる事項には、例えば、次のような事項がある。
 - ・意見を表明するにあたって必要となる監査手続を全て実施できたかどうか (P148) (監査範囲の制約の有無)
 - ・財務諸表項目ごとの監査証拠が財務諸表全体と矛盾しないかどうか (P123)
 - ・意見表明の基礎(自己の意見を形成するに足る基礎)が得られたかどうか(P130)
 - ・未修正の虚偽表示が個別に又は集計して財務諸表全体にとって重要かどうか (P150) (意見に関する除外の有無)
 - ・無限定意見を表明する場合、合理的な保証を得たかどうか(P15、P123)
 - ・財務諸表に表示又は開示されている事項について監査報告書において強調するか(P154)
 - ・監査報告書において何を監査上の主要な検討事項とするか (P191)
 - ・除外事項がある場合にその影響が財務諸表全体にとって広範な影響を及ぼすか(P147)
 - ・どのような監査意見とするか(あるいは意見を表明しないか) (P146) など

⊕ワンポイントアドバイス!

- ・②については、端的にはどのような重要な虚偽表示リスクがあるか(P77)、当該リスクに、 どのような対応を図るか(P81、P82)ということです。
- ・重要性の基準値について、例えば予算の税引前当期純利益の5%という例示はあるものの、必ずこのとおり決定するわけではありません。また、重要な構成単位についても個別の財務的重要性を有するかどうか、特別な検討を必要とするリスクが含まれる可能性があるかどうかは、監査人がグループの状況を踏まえて判断することになります。
- ・このように、監査基準あるいは監基報には監査人の職業的専門家としての判断のために参考となる一定の指針やガイドラインは示されているものの、具体的に遵守すべきルールが定められているわけではありません。この点において、細かな計算ルールが定められている会計の基準と監査の基準とは異なり、監査上職業的専門家としての判断があらゆる局面で求められる理由となります。
- ・【図表1】などを活用しながら個々の局面で求められる監査人の判断事項を整理しましょう。

セクション2 総論 ~ 監査の基礎的理論~

<Q2-01>適正表示の枠組みを念頭に、財務諸表監査の目的を、監査基準に照らして述べなさい。

【解答例】(P15)

・財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある(監査基準の第一 監査の目的 1 の前段)。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・既述のとおり、監査基準は法令基準集に収録されていないので、完璧な暗記が必要です。 なお、(参考)【**監基報**】200「財務諸表監査における総括的な目的」.3、10(1)
- ・監査基準の目的基準には、二重責任の原則が表現されていると言われています。

<Q2-02> 準拠性の枠組みを念頭に、特別の利用目的に適合した会計の基準によって作成された財務 諸表監査の目的を、監査基準を参考にして述べなさい。

【解答例】(P19、P273)

・財務諸表の監査の目的は、**経営者の作成した財務諸表が、全ての重要な点において、特別の利用** 目的に適合した会計の基準に準拠して、作成されているかどうかについて、**監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明すること**にある(監査基準の第一 監査の目的2参考)。

⊕ワンポイントアドバイス!

特別の利用目的に適合した会計の基準は「特別目的の財務報告の枠組み」と置き換えても構いません。(参考)【**監基報**】800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」.5(1)なお書き、同(2)

<Q2-03>財務諸表の表示が適正あるいは財務報告の枠組みに準拠して作成されているということは、監査人のどのような判断を前提とするか述べなさい。

【解答例】(P15)

・ 財務諸表の表示が適正あるいは財務報告の枠組みに準拠して作成されている旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得たとの監査人の判断を含んでいる(監査基準の第一 監査の目的 1 の後段)。

◎ ワンポイントアドバイス!

- ・監査基準の第一 監査の目的 1 の前段と後段の関係性について整理しましょう。この関係性は 特別目的の財務諸表に対する監査にも当てはまります。
- ・「全体として重要な虚偽表示がない」、「合理的な保証」という用語には特別な意味合いが込められており、その意味するところの理解が重要です(P15、P16)。次の設問参照。
- ・財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得る ために、**リスク・アプローチ**に基づき監査を実施することが求められます。

<Q2-04>無限定の意見を表明する際の前提として、「財務諸表には、全体として重要な虚偽の表示がないということについて、合理的な保証を得た」との監査人の判断を含んでいる。この点に関連して、なぜ、財務諸表監査は、「財務諸表には、虚偽の表示がない」ということについての合理的な保証ではないのか述べなさい。(しっかりロジックを理解してください。)

【解答例】(P15)、論文対策問題集 1-3-2

- ・財務諸表監査は、想定利用者の財務諸表に対する信頼性を高めるために行われる(【監基報】 200.3)。そのため、財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えない程度の虚偽表示は、 財務諸表の意思決定情報としての信頼性を損なうものではない。
- ・また、全ての虚偽表示の発見に要する監査コストを被監査会社に負担させることは経済社会上合理的だとは考えられない。
- ・なお、個別には重要ではない虚偽表示を集計すると財務諸表全体にとって重要な虚偽表示となることが考えられる。
- ・そこで、財務諸表監査では、虚偽表示は、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると考え(【監基報】320.2)、一切の虚偽の表示がないことを保証するのではなく、全体として重要な虚偽の表示がないことを保証することとされる(監査基準の第一 監査の目的1 の後段)。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・「全体として」「重要な」という修飾語には特別な意味合いが込められていますので、必ずその意味内容を正確に理解しましょう。
- ・この規定は**監査人の責任を限定させる意義**も有しています。つまり、全体として重要ではない 虚偽表示の発見は監査人に求められていません。

<Q2-05> 財務諸表監査の結果与えられる保証が絶対的なものではなく合理的なものとなる理由を述べなさい。(暗記不要)

【解答例】(P16)、論文対策問題集 1-3-2

- ・財務諸表監査の結果得られる保証水準は、絶対的ではないが高い水準の保証である合理的な保証 にとどまる(【監基報】200.12(8))。
- ・これは、監査には、固有の限界があり、監査証拠の大部分は絶対的というより心証的なものであるからである(【監基報】200. A44以下)。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・監査の固有の限界については、【監基報】200.A44 以下に規定がありますので網羅的な暗記は不要です。
- ・この規定は**監査人の責任を限定させる意義**も有しています。つまり、監査人には、絶対的な水 準での保証は求められていません。

<Q2-06>財務諸表監査の結果与えられる保証が絶対的なものではなく合理的なものであるにもかかわらず、監査が社会的に必要とされる理由について述べなさい。

【解答例】(P14)、論文対策問題集 1-3-1

- ・監査が社会的に必要とされるのは、①経営者と財務諸表を利用する利害関係者との利害の対立、 ②財務諸表の相対的性格(財務諸表には見積りや経営者による判断を含むこと)、③財務諸表が 意思決定情報として与える影響の重要性・重大性、④企業と利害関係者との間の(地理的・制度 的)遠隔性、⑤財務諸表の(作成過程の)複雑性といった状況があるからである。
- ・そこで、株式市場を通じた資金調達(直接金融)や金融機関からの資金調達(間接金融)を活発 化させ、企業間取引を円滑に実施するためには、社会インフラとして、財務諸表の想定利用者で ある利害関係者の財務諸表に対する信頼性を高めるため(【**監基報**】200.3)監査が必要となる。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・上記の①~⑤は、「監査が成立する前提条件」とも言われています。
- ・監査の必要性については、テキスト 14 頁や論文対策問題集 1-3-1 の記述を理解してご自身の言葉で展開できるようにしてください(丸暗記は止めてください。)。
- ・上記の監査の必要性から監査人に求められる条件(「**独立性**」、正当な注意や懐疑心を発揮するための「**職業的専門家としての能力**」の必要性)が導かれます。

<Q2-07>財務報告の枠組みの分類には、①一般目的の財務報告の枠組みと特別目的の財務報告の枠組み、②適正表示の枠組みと準拠性の枠組みがあるとされている。そこで、①一般目的の財務報告の枠組みとは何か述べなさい。(暗記不要)

【解答例】(P18) 、論文対策問題集 1-3-3

- ・一般目的の財務報告の枠組みは、広範囲の利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たすように策定された枠組みのことをいう(【監基報】700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」.6(2))。
- ・これに対して、特別目的の財務報告の枠組みは、特定の利用者の財務情報に対するニーズを満たすように策定された枠組みをいう(【監基報】800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」、5(2))。

⊕ワンポイントアドバイス!

- 1. 金商法に基づき上場企業が作成する財務諸表、会社法に基づき大会社が作成する計算書類等は 一般目的の財務報告の枠組みによって作成されます。
- 2. 特別目的の財務報告の枠組みによって作成される財務書類としては、例えば、テキスト 18 頁 (※1)や 273 頁のとおり、金融機関から融資を受けるために非上場の中小企業が中小会計要領 (中小企業庁策定)に基づき作成した財務諸表(損益計算書、貸借対照表のみ)などが挙げられます(【監基報】800. A1 参照)。

<Q2-08>財務報告の枠組みの分類には、①一般目的の財務報告の枠組みと特別目的の財務報告の枠組み、②適正表示の枠組みと準拠性の枠組みがあるとされている。そこで、②適正表示の枠組みと準拠性の枠組みとは何か述べなさい。(暗記不要)

【解答例】(P18) 、論文対策問題集 1-3-3

- ・適正表示の枠組みは、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求され、かつ、以下のいずれかを満たす財務報告の枠組みをいう(【監基報】200.12(13)又は【監基報】700.6(2))。
 - ① 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて具体的に要求されている以上の開示を行うことが必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的又は黙示的に認められている。
 - ② 財務諸表の適正表示を達成するため、財務報告の枠組みにおいて要求されている事項からの離脱が必要な場合があることが、財務報告の枠組みにおいて明示的に認められている。
- ・一方、準拠性の枠組みは、その財務報告の枠組みにおいて要求されている事項の遵守が要求されるのみで、上記①及び②のいずれも満たさない財務報告の枠組みをいう(【監基報】200.12(13) 又は【監基報】700.6(2))。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・我が国では、適正表示の枠組みは、上記の**①の方式**を通じて達成されます(②の方式(離脱容認規定方式)はアメリカ型であり、日本では認められていません。)。①の方式を採用していることは、財務諸表を作成する際に準拠しなければならない法令である財務諸表等規則第8条の5にいわゆる**追加情報**の規定があり、実際の有価証券報告書にも【追加情報】という見出しを付した注記があることからもそのように判断できます(【**監基報**】200. A7、700. A7 参照)。
- ・追加情報とは「この規則((注)財務諸表等規則のこと)において特に(具体的に)定める注記(例えば、会計方針の注記や重要な後発事象の注記など)のほか、**利害関係人が**会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する**適正な判断を行うために必要と認められる事項**があるときの当該事項」をいい、代表的には、新型コロナ・ウィルス感染症が会計上の見積りに対して与えている影響と経営者が設定した将来に対する仮定が挙げられます。

(参考) 追加情報の実際の有価証券報告書における例示

【追加情報】

(会計上の見積りに関する新型コロナ・ウィルス感染症の影響)

新型コロナ・ウィルス感染症は、当社グループの事業活動にも一定の影響を及ぼしており、その影響は未だ不確定要素が多いことから翌連結会計年度以降の当社グループの経営成績等に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、重要な会計上の見積りとしてのれん等を含む固定資産の評価等を実施しておりますが、新型コロナ・ウィルス感染症の影響を当該会計上の見積りに反映するにあたり、向こう1年以内に売上高等が感染拡大前の水準まで回復するとの仮定により評価しております。

(参考) 財務諸表等規則における注記の体系

各会計基準の規定を受けて、財務諸表に注記しなければならない項目が規定されています。 以下が財務諸表等規則における注記の体系です(この他にも注記が必要な事項があります。)。

第8条の2 重要な会計方針の注記

第8条の2の2 重要な会計上の見積りに関する注記

第8条の3 会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更に関する注記

第8条の3の2 上記以外の正当な理由による会計方針の変更に関する注記 (P156) (中略)

第8条の3の7 修正再表示に関する注記

第8条の4 重要な後発事象の注記(注:いわゆる開示後発事象のこと) (P158)

第8条の5 追加情報の注記 (P18)

第8条の6 リース取引に関する注記

第8条の6の2 金融商品に関する注記

第8条の7 有価証券に関する注記

(以降、第8条の33まで続く)

第9条 注記の方法

<Q2-09>適正表示の枠組みに基づく監査意見の表明と、準拠性の枠組みに基づく監査意見の表明に おける違いを端的に述べなさい。

【解答例】(P129) 、論文対策問題集 3-1-2

- ・財務諸表の表示方法が適切かどうか (P127(2)③) の判断にあたって監査人に求められる手続の内容や評価の視点に違いがある。
- ・具体的には、適正表示の枠組みに基づく場合、財務諸表における表示方法が適切かどうかの判断には、財務諸表が財務諸表等規則等の表示のルールに準拠しているかどうかの評価だけではなく、財務諸表の利用者が財政状態や経営成績等を理解するに当たって財務諸表が全体として利用者目線でわかりやすく適切に表示されているか否かについて俯瞰的に一歩離れて行う評価が含まれるのに対して、準拠性の枠組みに基づく場合、後者の一歩離れての評価は行われないという違いがある。

⊕ワンポイントアドバイス!

- ・論文対策問題集 3-1-2 の図で覚えましょう。実は殆ど違いがありません。
- ・監基報には「一歩離れての評価」という表現は使われていませんが一般的に使用されますので暗記してください。【監基報】700では次のように表現されていますが(【監基報】700.12)、以下の規定をまとめた表現が「一歩離れての評価」というと理解してください。

『監査人は、財務諸表が適正表示の枠組みに準拠して作成されている場合には、(中略)財務 諸表が適正に表示されているかどうかの評価も行わなければならない。監査人は、財務諸表が 適正に表示されているかどうかについて評価する場合には、以下を勘案しなければならない。

- (1) 財務諸表の全体的な表示、構成及び内容
- (2) 関連する注記事項を含む財務諸表が、基礎となる取引や会計事象を適正に表しているかどうか。』

<Q2-10>財務報告の枠組みの分類には、①一般目的の財務報告の枠組みと特別目的の財務報告の枠組み、②適正表示の枠組みと準拠性の枠組みがあるとされている。そこで、①と②とは、どのように対応するのか、その関係性について説明しなさい。

【解答例】(P19) 、論文対策問題集 1-3-3

- ・一般目的の財務報告の枠組み及び特別目的の財務報告の枠組みは、いずれも、適正表示の枠組みであることもあれば、準拠性の枠組みであることもある。
- ・ただし、一般目的の財務報告の枠組みは、広範囲の利用者に共通するニーズが満たされるように、 個々の状況に応じて(〈Q2-08〉の①の追加情報のような)追加的な開示要請の規定がある場合が 多いため、適正表示の枠組みであることが多い。
- ・一方、特別目的の財務報告の枠組みは、利用者が限定されており、(〈Q2-08〉の①の追加情報のような)追加的な開示要請の規定がない場合が多いため、準拠性の枠組みであることが多い。

◎ワンポイントアドバイス!

テキスト 19 頁の図で覚えましょう。

〈Q2-11〉上場企業の監査は、一般目的の財務報告の枠組みである一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成された財務諸表に対して、適正表示の枠組みを前提として行われる。ここで、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は財務諸表を作成する責任を負う経営者、また、財務諸表を監査する責任を負う監査人それぞれにとってどのような意味を有するか簡潔に述べなさい。

【解答例】(P13)

- 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は、経営者にとっては適正な財務諸表を作成するうえで準拠すべき基準であるという意味を有する。
- ・一方、監査人にとって一般に公正妥当と認められる企業会計の基準は、**経営者が作成した財務諸** 表が適正かどうかを判断するうえでの判断基準であるという意味を有する(※)。

⊕ワンポイントアドバイス!

(※) そこで、会計基準の準拠性が適正性判断の一つの考慮事項とされます(P127(2)①)。

<Q2-12> 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の特徴を3点列挙しなさい。

【解答例】

- ①継続企業を前提とすること
- ②取得原価主義
- ③資産負債アプローチを背景として、**会計上の見積りの要素を多く含む**こと

⊕ワンポイントアドバイス!

①があるため、監査人には、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかの判断に当たって(P126)、継続企業を前提として財務諸表を作成してよいかどうかの評価(P183)が求められることになります。また、③が監査の限界(P16)と結びつきます。

<Q2-13>二重責任の原則とはなにか、財務諸表監査の枠内において定義するとともに、二重責任の 原則は、経営者及び監査人それぞれにとってどのような意義があるか簡潔に述べなさい。

【解答例】(P20)、論文対策問題集 1-3-5

- ・二重責任の原則は、**財務諸表の作成に関する責任は経営者**にあり、その責任が果たされたことを 前提に、**監査人が当該財務諸表に対して監査を行い、意見を表明する**という概念で、**財務諸表に 関する責任を区別する考え方**である。
- ・この二重責任の原則は、経営者に対しては、**適正な財務諸表を作成し開示しなければならないという自覚を促す**。
- ・一方、監査人にとっては、両者の責任が区別されてはじめて、**独立の立場を堅持**できることになる。この独立性を前提としてはじめて、利害関係者の財務諸表に対しての信頼性を高めるという監査の機能を達成できることとなる(【監**基報**】200.3)。
- ・さらに、監査人にとっては、**経営者の責任が不当に監査人に転嫁されることを防止する**役割もある。

◎ワンポイントアドバイス!

二重責任の原則は、監査の様々な論点の根幹となる重要な考え方ですから、常に意識しましょう。

<Q2-14>「指導的機能は二重責任の原則に反することから、現代の監査では発揮してはならない。」 という意見について批判的に論じなさい。

【解答例】(P22)、論文対策問題集 1-3-6

- ・指導的機能とは、監査人が**経営者に必要な助言・勧告等を行い、適正な財務諸表の作成を指導すること**をいう。
- ・指導的機能を発揮したとしても、監査人の指導を受け入れるかどうかの判断は経営者に委ねられており、監査人は自らの指導を経営者に強制することはできない。また、経営者が監査人の指導を受け入れて財務諸表を修正した場合でも、経営者が最終的に判断している以上、財務諸表の作成に関する対外的な責任は全て経営者にあり、監査人に転嫁されるわけではない。したがって、二重責任の原則に反するものでない。
- ・さらに、企業内容開示制度本来の目的は、適正な財務諸表の利害関係者による利用にあり、この 目的は、監査人が批判的機能を発揮することのみによっては必ずしも達成されない。利害関係者 は、**適正な財務諸表の開示を期待している**のであるから、監査人による指導的機能の発揮が、利 害関係者の便宜あるいは公益の観点からは望ましいといえる。
- ・したがって、設問の意見は妥当ではない。

◎ ワンポイントアドバイス!

- ・具体的な指導的機能の例としては、「会計処理を間違わないように、事前に会計処理上誤りやすいポイントや注意点を情報提供しておく」、「新しい会計基準が公表されたら勉強会を開催しポイントを伝える」、「虚偽表示を発見したら正しい会計処理案を示してあげる」などが実務上は考えられます。
- ・批判ばかりすると被監査企業からも煙たがられます。指導的機能を発揮することで被監査企業 との間で監査を実施するうえでスムーズな関係を構築することもできます。本質的には被監査 企業も期限に合わせて適正な財務諸表を作成し開示することを望んでいますから、皆さんが公 認会計士試験に合格し実務に就いたら積極的に指導的機能を発揮していきましょう!
- ・ちなみに、**企業内容開示制度**とは、適切な意思決定のために監査済みの財務諸表や計算書類を 利害関係者に情報提供する、金商法あるいは会社法等に基づく仕組みをいいます。
- ・なお、外観的に行き過ぎた指導あるいは実質的に財務諸表の作成に関与していると捉えられないように留意することが必要です。試験対策上も指導的機能の発揮にあたっては常に二重責任の原則に違反しないよう留意が必要であることを念頭に置いておきましょう。

<Q2-15>「情報提供機能は二重責任の原則に反することから、現代の監査では発揮してはならない。」という意見について批判的に論じるとともに、現在はどういう形で情報提供機能が発揮されているか財務諸表監査を念頭に具体的に示しなさい。

【解答例】(P23、P135)、論文対策問題集 1-3-7

(前段について)

- ・情報提供機能とは、監査人が、意見表明による保証の付与とは別に、**利害関係者の経済的意思決定に資する補足的な情報を提供する**ことをいう。
- ・情報提供機能を発揮するといっても、監査人が財務諸表を作成し開示する責任を負う経営者に代わって企業情報を提供することを意味するわけではなく、あくまで財務諸表又はその監査に関する利害関係者の理解に資する補足的な情報が提供されるにとどまる。したがって、二重責任の原則に反するものでない。
- ・さらに、利害関係者は監査人に対して、実務経験等を通じて得た知識を踏まえ、経済的意思決定 に資する補足的な情報の提供を期待していると考えられる。かかるニーズに鑑みれば、監査人は 情報提供機能を発揮することが**期待ギャップ解消**の観点から望ましい。
- ・したがって、設問の意見は妥当ではない。

(後段について)

・現在では、情報提供機能は**監査報告書を通じて発揮**される。具体的には、継続企業の前提に重要な不確実性がある場合の「**継続企業の前提に関する事項**」の記載(P184)、監査プロセスの透明性を向上させ監査の品質を評価するために提供される、監査の実施プロセスに関する情報である「**監査上の主要な検討事項**」の記載(P190)、財務諸表の記載について強調すること又はその他説明することが適当と判断した事項である「追記情報」の記載(P153)、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容に関する「その他の記載内容」の記載(P217)を通じて発揮されている。

◎ ワンポイントアドバイス!

監査報告書の保証部分と情報提供部分については、テキスト135頁の図で把握しましょう。

〈Q2-16-1〉無限定適正意見が表明された財務諸表に事後的に重要な虚偽表示が発見され、有価証券報告書の訂正報告書が提出される事態となった。この場合の経営者と監査人の責任関係について簡潔に述べるとともに、訂正報告に関連して監査人に求められる対応について説明しなさい。(後段は暗記不要)

【解答例】(P29、P213)、論文対策問題集 1-4-2 (前段について)

- ・重要な虚偽表示については一義的には経営者に責任がある。なぜなら、経営者には株主から資金提供を受け経営を付託された者として適切に企業経営を行い必要な説明責任を果たすことが求められるが、この説明責任を適切に果たすうえで、経営者は適正な財務諸表を作成する必要があるためである。
- ・一方、監査人は適正な財務諸表を作成する責任は有さないことから、財務諸表における重要な虚偽表示そのものについて直接的な責任は負わない。しかしながら、**監査人には財務諸表が適正かどうか、**監査人自らが入手した監査証拠に基づき判断した結果を**意見として表明する責任**がある。監査には**固有の限界**があるなかで、財務諸表には、全体として重要な虚偽表示がないということについて、絶対的ではないが高い水準の**合理的な保証を得る必要**がある。そこで、監査人が正当な注意を払わず、職業的専門家としての懐疑心を発揮せず故意または過失によって重要な虚偽表示を看過したのであれば適切な監査を行わなかったことについて責任を負う可能性がある。(後段について)
- ・訂正報告に関連して監査人は次の手続を実施する必要がある(【監基報】560「後発事象」.10)。
 - a) 当該修正又は開示に関して、必要な監査手続を実施すること
- b) 後発事象に関する監査手続を、当該修正又は開示が追加された財務諸表に対する監査報告書日 までの期間に拡大して実施すること
- c) 監査報告書を、当該修正又は開示が追加された財務諸表に対する監査報告書に差し替えること

© ワンポイントアドバイス!

訂正報告書については事例問題での出題も考えられます。その場合には、事後判明事実 (P213) の問題であると読み替えて解答内容を検討してください。

<Q2-16-2>重要な虚偽表示を、無限定適正意見を表明する前に監査人が発見した場合に、経営者と 監査人それぞれに求められる対応について説明しなさい。

【解答例】(P21、P22、P96)

- ・重要な虚偽表示を発見した場合、監査人には**批判的機能**を発揮して適切な階層の経営者に適時に重要な虚偽表示が存在する旨を報告するとともに(【監基報】450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」.7)、**指導的機能**を発揮して当該**重要な虚偽表示を修正するよう指導**することが求められる。
- ・経営者は当該重要な虚偽表示を修正したうえで、適正に財務諸表を表示することが求められる(【監基報】200.12(2)①)。

セクション3 監査契約の締結~主に、監基報210「監査業務の契約条件の合意」~

<Q3-01> 監査契約を締結するにあたって前提となる条件を2点列挙しなさい。(暗記不要)

【解答例】(P21)

監査契約を締結するにあたって前提となる条件は次の2点である(【監基報】210.3)。

- ①経営者が財務諸表の作成に当たり、(監査人が監査を行うにあたって)受入可能な財務報告の 枠組みを使用(して財務諸表を作成)すること(が見込まれること)
- ②経営者が監査実施の前提(【監基報】200.12参照)に合意すること(<Q1-09>参照)

◎ワンポイントアドバイス!

|監査契約の問題については、まず【監基報】210「監査業務の契約条件の合意」から検討します。

<Q3-02> 監査契約を新規に締結又は更新してはならない場合にはどのようなケースがあるか列挙しなさい。(暗記不要)

【解答例】 (P202、P203)

- ・監査契約を新規に締結又は更新してはならない場合としては、例えば、次のケースが挙げられる。
 - ①経営者が監査業務の契約条件において監査人の作業の範囲に制約を課しており、その制約により、財務諸表に対する意見を表明しないことになると判断した場合(【監基報】210.5)
 - ②監査人が財務諸表の作成において適用される財務報告の枠組みは受入可能なものではないと 判断した場合(【監基報】210.6(1))
 - ③監査実施の前提となる経営者の責任(【監基報】200.12 参照) についての合意が得られない場合(【監基報】210.6(2))
 - ④以下の問題があり、当該問題点が解決できない場合(【品基報】「監査事務所における品質管理」.25)。
 - (1) 監査事務所が、**時間及び人的資源**を含め、**業務を実施するための適性及び能力**を有していない。
 - (2) 監査事務所が、関連する職業倫理に関する規定を遵守できない。
 - (3) 監査事務所が、**関与先の誠実性**を検討し、契約の新規の締結や更新に重要な影響を及ぼす 事項がある。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・上記の④については過去事例問題でも出題されたことがありますので、【品基報】「監査事務 所における品質管理」.25 の規定(P202)の存在については知っておいてください。
- ・品質管理について、論文式試験受験上の重要性は低いですが「監査契約の新規の締結又は更新」 については今後も出題の可能性があります。

<Q3-03> 不正リスク対応基準が適用される監査業務において、監査事務所は特にどのような点に留意して監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続を定める必要があるか、述べなさい。(暗記不要)

【解答例】

不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価すること、並びに、当該評価の妥当性について、新規の締結時、及び更新時はリスクの程度に応じて、監査チーム外の適切な部署又は者により検討することを、監査契約の新規の締結及び更新の判断に関する方針及び手続に含めなければならない(【品基報】F26-2)

◎ワンポイントアドバイス!

・不正リスク対応基準が適用される監査業務(=上場企業等の監査)については、通常の監基報の要求事項の規定のほか、Fからはじまる要求事項の遵守が求められることになります。

<Q3-04> 監査人予定者及び後任監査人が、前任監査人から監査業務の引継ぎを受けることの意義に ついて述べなさい。(暗記不要)

【解答例】 (P211)

監査人予定者及び後任監査人が、前任監査人から監査業務の引継ぎを受けることには、次のような意義がある(【監基報】900「監査人の交代」A3)。

- (1) 監査契約の締結に伴うリスクを低い水準に抑えることができるか否かを的確に判断すること。
- (2) 会社に都合の良い監査意見を求めている兆候があるか否かを判断すること。
- (3) 監査を効果的かつ効率的に実施すること。

◎ワンポイントアドバイス!

- ・監査人の交代については論文式試験で出題される可能性は極めて低いですが、万が一出題され た場合には、【**監基報**】900「監査人の交代」に答えがあると思って必死に調べてください。
- ・上記の監査契約の締結に伴うリスクのことを単に「**契約リスク**」ということがあります。契約 リスクとは、不適切な被監査企業と監査契約を締結してしまうリスクと思ってください。契約 リスクが高い被監査企業は、結果的に監査リスクが高くなる可能性がありますので、監査法人 の入口戦略として契約リスクが高い被監査企業とは監査契約を締結しないことが一般的です。
- ・なお、後任監査人はこれまで当該被監査企業の監査を行ったことがないことから(初年度監査といいます。)、被監査企業の企業及び企業環境を十分に把握していません。そこで、(上記の(3)のとおり)リスク・アプローチに基づく監査を行うために、前任監査人を通じて被監査企業に関する企業及び企業環境の理解を得ることになります。

<Q3-05> 監査人予定者が、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、前任監査人に対して、監査契約の締結の前に少なくとも質問しなければならない事項について述べなさい。(暗記不要)

【解答例】

監査人予定者が、監査契約の締結の可否を適切に判断するため、前任監査人に対して、監査契約の締結の前に少なくとも質問しなければならない事項は【**監基報**】900.9 のとおりである。

◎ ワンポイントアドバイス!

- ・監査人の交代にあたって、監査業務の引継ぎは、監査人予定者が被監査企業と監査契約を締結 し後任監査人になったあとにも実施されることがあります。
- ・しかしながら、上記の事項については、**監査契約の締結の前に少なくとも質問**しなければならないとされています。

<Q3-06> 監査人予定者が、前任監査人から十分な監査業務の引継ぎを受けられない場合に求められることについて述べなさい。(暗記不要)

【解答例】

監査人予定者は、前任監査人から監査業務の十分な引継を受けられない場合には、第三者への問合せ、又は会社の経営者や監査役等の背景調査を行う等、他の方法により阻害要因に関する情報を収集し、監査契約の締結に伴うリスクを低い水準に抑えることができるか否かについて、より慎重に検討しなければならない(【監基報】900.11)。